

## 1. 情勢への対応

### ①報酬改定の動向（重点・関連部分）

- ・生活介護の開所時間による減算増。

⇒通所施設への影響大。影響の大きい減算をこの時期に確定していない報酬改定に盛り込むこと自体の不合理的。施設運営上の対応の検討は、仲間への影響を十分に考慮して行う。

### ■実態に合わせた規定の書き換え、職員会議の開催方法の工夫や、平日の半日をなくすなどの対策を行った。

- ・成果主義の傾向強まる。就労B型など基本報酬に格差。

⇒利用者の選別につながらないようにする。成果主義の強化に反対する。現状を引き下げる報酬の改定に反対する。

- ・共生型サービスの報酬を設定

⇒介護保険に強制的に移行させ、介護保険との統合に道を開く方向に反対。

- ・地域生活支援拠点等の機能強化は面的整備の傾向強まる。

⇒入所機能を備えた拠点施設の考えが薄まる。福祉実践における総合的力量的の向上をはかる視点を持った拠点のあり方について検討を進める。

グループホームへの「日中サービス支援型」の創設については評価未定。いくらかの増額改定があるものの全体として、障害者のおかれている状況の無理解の中で、福祉は我がこと丸ごとを進める方向に大きく転換していく岐路にあると認識する。事業・運動のまさに正念場と言える。

### ■障全協の厚労省交渉、障埼連、きょうされんの県交渉、各地域の社会保障推進協議会のキャラバンなどに参加し上記の対応に基づく意見を述べてきた。暮らしの場の不足を訴え拡充を求め、社会福祉事業の施設整備を公的責任で進めること、社会福祉事業の人員や設備の基準を抜本的に改めること、職員を確保し、労働条件を引き上げるために必要な報酬の引き上げを行うことなどを求めてきた。

### ②我ごと丸ごと共生社会ビジョン

世代、分野を超える福祉の統合を、自助、互助及び福祉の産業化を柱に推し進めようとする方向に対して

⇒それぞれの分野における福祉の質の向上を、各法の充実と必要な専門性の確保の中で実現させていく運動を進める。実践的な見方や発達保障の考えを広げる。

権利としての福祉の充実を求め実現する運動を、個別の実態に即して進め、また、幅広く連携して進める。

⇒事業と障害当事者の共同を進める。日本障害者センター、社会福祉事業のあり方検討会の運動を進める。障全協、障埼連の運動を進める。

### ■権利としての福祉を進める分野を超えた経営全国組織の結成に向けた準備に参加している。「権利を守る社会福祉法人全国会議」（仮称）結成準備会として、全国各地での懇談会を開催し組織を広げている。また、特定処遇改善加算などの政策検討を進め、国施策への提言をまとめている。2019年度内の発足に向けて準備している。

⇒きょうされん、全障研の運動を進める。発障協、埼身協との連携を強め、共同して運動を進める。

### ③地域社会に貢献する取り組みの責務化

⇒みぬま福祉講座などを通じた取り組みの拡充。

児童発達支援の応益負担の免除などを実施している。

みぬまらしい地域との共同の視点を持った取り組みを進める。

### ■発達保障連続講座を開催、児童発達支援の応益負担免除とともに、子育て支援の事業として実施している。

### ④建物の広さや条件を要さない事業の増大、施設整備費補助の大幅な減額、営利事業の参入拡大

⇒施設整備基準の適正化及び施設整備費補助の増額を求める。

福祉事業の質の向上を課題にした取り組みを進める。

- 施設整備に関わる補助協議の採択率は依然として低く、予算も低く抑えられている。はれの整備においても、総額に対する補助率は市単独補助を合わせて 37%であり、総額 9.6 億円に対して 6 億円が自己資金になった。備品に関わる補助はなくなっている。「事業は事業者の責任で行う。」という傾向が強まっている。一人当たり面積などの算出根拠を明らかにした補助基準に改め、補助率を上げさせていくことが必要になる。

⑤国は入所施設の削減方針を維持している。

暮らしの場の不足は深刻。さらに国は家族依存の回帰、温存を狙っている。

⇒入所施設の必要を社会的な合意として公的整備を可能とする状況を作る。暮らしの場の創設を青年期の自立要求にこたえる事業として取り組む。

⇒グループホームは相変わらず厳しい運営環境にある。新たなグループホームの整備を進めるためにも、既存のホームに安心して利用し続けられる環境、運営を目指すことが課題になる。

- 2018 年度において埼玉県で 3 か所(全国で 10 か所)の入所施設整備が認められた。全国障害児者の暮らしの場を考える会や埼玉暮らしの場を考える埼玉の会などの取り組みを通して、少なくとも埼

玉県の実情の中での必要について、市・県・国の考えを変えさせてきた成果だと考えている。

しかし、定員 40 名のはれへの入所希望者 207 名になり、あらためて不足の実態が明らかになった。

公的責任での施設整備を進めさせることが必要になる。

- グループホームについては、埼玉県で 2017 年 4469 人(前年から 452 人増)が利用、埼玉県の計画では 2021 年度末までに 5050 人にするとしており、88%達成としている。株式会社の参入が顕著であり、また計画そのものの数値が低く不足の実態に合っていない。運営では、人手不足、高齢非正規、アルバイトによる支援、などが恒常化しており、利用者の重度化が特徴的な埼玉県の実態の中で、安心して利用し続けられる暮らしの場になっていない。

- 短期入所の状況も特に重度、困難な状況にある人にとって深刻である。暮らしの場がない中でロングショート、たらいまわしが恒常化している。2019 年 4 月の厚労省交渉において、国は、年間での 180 日制限については自治体の裁量としたが、支給を 30 日で区切る仕組みについては、自治体の裁量を認めないとしている。自治体では、30 日で区切らずに支給する。との見解がほとんどである。自治体と協力し、実際の支援で不合理が発生しないようにすることが必要になる。

川口市が大きく責任を持つ形で進められている「しらゆりの家」の仕組みや実践を拡充しながら他地域に広げていくことが方針になる。

⑥福祉を担う職員の不足は事業の実施や継続を脅かすほど深刻になっている。

⇒職員確保の具体的な取り組みを進める。

他の事業所分野とも共同して進める。

福祉職員の待遇改善を求める運動を福祉労働の質の向上の視点を持って進める。

- 応募、施設見学会、試験の流れで採用を行っている。大学訪問や地方での現地面接会など企画実施している。入所施設開設に伴う 4 月の採用者は男性 7 人女性 9 人となった、アトリエ輪の休止による職員の異動など含めて、開所に必要な職員が確保できた。

職員の確保定着については、年次別の研修体系の整備、新任交流会、人材確保プロジェクトなどの取り組みが行われている。

⑦福祉医療機構の退職金共済への補助の廃止は、28 年度新規採用者から適用され財政への影響は次第に大きくなってきている。

⇒補助の復元を求める運動を進める。

退職金共済自体への加入は当面堅持する方針だが、現実的な影響は確実に増していくことになるため、対応策について組合との協議が必要になる。

- 障全協の厚労省交渉で補助の復元を求めている。

⑧子どもの療育に応益負担が残されている。

⇒子どもの療育の応益負担を廃止するための運動を進める。

児童発達支援事業の自己負担の免除を継続する。

■児童発達支援事業の自己負担の免除を継続している。

⑨重症心身障害の人が安心して通所できる制度がなくなっている。

⇒看護師・PTなどの専門職が常駐できる通所施設の制度の創設を求める。

⑩卒後の進路は依然として厳しい。営利の参入など子の願う進路にならない傾向が強まっている。

⇒ねがいに基づく進路が保障されるような取り組みを進める。みぬまへの希望については最大限実現されるよう施設の新設を含めた準備を行う。

■卒後の進路等を考える会を4月以降3回行われた。10月時点で来年卒業者から通所施設への明確な希望は1名。高等部3年生から5人、在宅の人が1人参加した。

入所施設への異動により通所施設にいくらかの空きができています。と考えるが、もともと定員をオーバーして利用していた状況の改善とみることもできるため、通所の整備の必要については、今後検討が必要になる。

2019年4月、通所施設(生活介護事業)の新規利用者は男性4名女性1名になった。

⑪施設事業実践の課題がいくつかはっきりしている。

・仲間・家族の高齢化への対応。

・発達障害など困難な状態にある仲間への取り組みの質をどう確保するか。

法人1期生の沢田総合施設長が再雇用終了になり、数年のうちに、これまで福祉会を中心に担ってきた職員が退職を迎える状況である。また、施設・事業の運営は、制度の変化、仲間の高齢化、障害の重度化、複雑化、人材不足などにより困難の度合いを増している。施設運営における施設、施設長の自立的力量の強化と、機能連携による総合的力量的強化を図ることが課題になる。

■発達保障連続講座を開催し、各施設から職員が参加している。

■2月の実践検討会に向けたレポートづくりを施設横断的な検討グループで行っている。

■施設長運営担当者会議を毎月開催している。今年から4つの地域グループを作り、グループ会議を行っている。

■管理職研修は、社会福祉経営者同友会の施設長養成学校に8月から山路総合施設長が参加。みぬま内部での管理職研修につなげている。

⑫財政では、事業における全体の収支差(黒字)が減ってきている。事業費10億円に及ぶ入所施設整備の事業が始まる。

⇒事業の安定的継続的発展を図る財政の確立に向けた検討を行い方針を示す。

## 2. 施設、事業の運営

- ・ 川口太陽の家(生活介護) 国の美術振興事業実施(2016年度から)
- ・ アトリエ「輪」(生活介護・定員20名・2015.4開所) 2019年4月から休止
- ・ 太陽の里(生活介護・施設入所支援)
- ・ オレンジホーム(グループホーム)2010年3月1日
- ・ サンライズ(グループホーム)2009年3月27日 第2と含めて一体化) 2018年一部移転。
- ・ 大地(生活介護38名・施設入所支援・短期入所)
- ・ 白岡太陽の家ーにじ (生活介護・新築移転) 2012年4月1日
- ・ 大宮太陽の家(生活介護)2012年4月1日 ※浦和太陽の家物件を従たる事業所として利用。
- ・ 白岡市障害者デイサービスセンター(2008年から5年委託)
- ・ 蓮田はすの実作業所(生活介護=蓮田市から土地建物無償貸与) 2012年4月1日
- ・ 生活支援センター
  - ・ 大宮区障害者生活支援センター(2006年10月)
  - ・ 埼玉北障害者生活支援センターたいよう(2006年10月) ※2018年からきららの分機能強化
  - ・ 埼玉北障害者生活支援センター=きらら(2012年4月)-※2017年度末委託終了⇒機能たいようへ
  - ・ 川口市障害者相談支援センターみぬま(2006年10月1日)
  - ・ 北区障害者生活支援センター(2008年4月1日)

虐待防止の機能(2012年4月1日)

・埼葛北地区基幹相談支援センタートロンコ 2018年4月から委託開設

(じりつと共同運営)

・サポートセンターたいよう

2019年4月から休止

居宅支援事業 (2006年12月1日認可)

行動援護 居宅介護事業 重度包括支援 (川口太陽の家内 東部出張所大地内)

・生活サポートセンターたいよう 生活サポート事業

・久喜市地域活動支援センター (2013年4月1日から委託)

・児童発達支援事業「シャイン」(定員10名・2015年4月開所)

・しらゆりの家(単独型短期入所事業・定員10名 2016年4月川口市から委託)

■2019年4月障害者支援施設はれ(定員40名、短期入所4名)を開所した。

3. 事業の実施と検討

(1) 暮らしの場の確保

①川口市における入所施設の整備

国庫補助協議4月から 7月頃結果 国庫補助の内示があれば、年度内整備 2019年4月開所  
国庫補助通らなければ整備方針について検討 協議を続けるか自費整備か計画変更か。

■6月25日川口市から、国庫補助について国の内示が下りたと連絡が入る。=その後、建設関係の実務、着工、完成、入所者選考、異動、人材確保などに取り組み2019年4月に開所した。後援会と共同して建設、中味づくり、資金、広報などの部会を作り、必要な手続きを進めてきた。各施設から複数の仲間が参加した仲間部会が組織され、大きく「暮らしの場」のことをイメージしながら、家具や備品など、中味づくりについて話し合い決定した。太陽の里改善以来の「伝統的手法」が丁寧な発展的に取り組まれたと評価されている。

※40名定員での入所選考の過程でさらなる暮らしの場の課題が浮き彫りになってきた。これまでの関係や活動から切り離されない生活の場の創設の課題である。入所施設の都市部への再編、整備への公費助成の抜本的拡充とともに、重度の仲間も、安心して暮らし続けることができるグループホームの制度改善と整備が運動課題になる。

②グループホーム勤務実態等実態改善とグループホームの整備

・サンライズの環境改善を進める。

⇒2018年10月一部移転で準備中。

・新設の検討を進める。(白岡蓮田・川口・大宮)

■2019年4月サンライズの一部が白岡市へ移転した。バリアフリーの新築に住めたことを喜んでい

る。  
家賃が上がったなどの問題も残るが、この程度の建物を標準にして、しかも、家賃負担を無くすことができるような制度にさせることが課題になる。

③仲間、家族の高齢化、機能低下、病気による重介護化への対策

■2019年4月、川口地域に入所施設を開所した。

■新入所施設の入所選考で大地の重介護化等への対策を検討したが、改善は進まなかった。今後の重点課題となった。

(2) 通所施設の整備

・大宮太陽の家の改善を進める。

・卒後の進路を考える会の検討をまとめる。

⇒さいたま市に拠点となりえる施設を整備する方針をまとめ、準備を進める。

準備会を発足する。(後援会と協議して進める。)

■大宮太陽の家の運営会議で検討している。

大宮太陽の家の改善と合わせて、さいたま市に拠点となる、総合的な課題要求にこたえうる施設の整備を進める方針の具体化に向けた動きをどう作るかが課題になっている。

卒後の進路を考える会などの議論も併せて、後援会と協議して方針を決めることが次年度の方針になっている。

(3) その他の事業の実施、変更の検討

①埼葛北地区に基幹センターを委託開設する。(4月開所)「じりつ」と共同運営。

■埼葛北地区基幹相談支援センタートロンコ 2018年4月から委託開設

②シャインの児童発達支援センターへの変更について検討し準備を進める。

■県・市との相談済。11月評議員会で承認が得られている。準備中であるが、2019年4月時の人員配置に不足があるなど課題があり、2019年度に引き続き準備する。

地域の中核的な療育支援施設になることから、圏域の自立支援協議会と協議連携していく方針になる。

③白岡デイサービスの運営改善しえる制度活用について検討する。

■白岡市と協議を進めている。生活介護事業などの実施検討の調査を協力して進めることとなった。

#### 4. その他課題への対応

##### (1) 人事

①入所施設の整備開設の進捗状況に即した雇用を進める。

■雇用を進め、予定通り4月開所することができた。

②アトリエ輪の職員の健康状況を考慮して、パート枠を正規職に置き換えた。入所施設開設に向けた体制整備の一環と位置付ける。

③太陽の里において男性パート枠4名を2名の正規職に、女性パート枠2名を1名の正規職に置き換えた。パート雇用の困難への対応とする。

④沢田施設長の再雇用打ち切りに伴い、はすのみ作業所に施設長を配属する。

⑤法人に對外業務、研修、職員育成、担当の嘱託職員を雇用する。

⑥女性が働き続けられる職場環境づくりをすすめる。

先行雇用枠女性2名を引き続き雇用し、太陽の里、大地に1名ずつ配属する。

入所施設の女性夜勤8名体制を堅持する他、出産や急な退職への対応とする。

■上記②③④⑤⑥を実施した。

■2019年4月より川口太陽の家、サンライズに副施設長を配置した。川口太陽の家は2人目ではれ開設に伴う変動期の課題への対応の為。それぞれに常設ではなく施設長登用を想定した育成的配置とした。

##### ⑦對外用務(全国)

障全協副会長 全国暮らしの場を考える会会長 新井たかね

日本障害者センター理事 社会福祉事業のあり方検討会 澤田透

■上記実施した。

##### (2) 施設運営

施設運営における施設長の自立的力量の強化と、機能連携による総合的力量的強化を図る。外の空気を入れる。

①法人支援会議、虐待権利擁護委員会、研究部による施設、事業実践の横断的支援機能を確立する。

ソーシャルワーク、実践・障害理解の専門的視点を事業、運動の原動力にする。

②施設間交流の具体化 ・施設を地域グループにまとめグループ会議を行う。

・入所、通所、相談支援など機能別会議を行う。

・職員会議等への相互参加を行う。

■法人支援会議、虐待権利擁護委員会を実施している。研究部では実践検討会に向けたレポートづくりを施設横断的な検討グループで行っている。

■4つの地域グループに分けた会議を月1回開催している。送迎や支援の協力など行えるようになっていく。

##### (3) 人材の育成

研修の体系化とともに以下の取り組みを実施する。

①施設、事業の諸会議へ横断的な参加体制

②新人交流会を開催する。

■実施した。

#### (4) 第3期将来構想 実施課題の整理

### 5. 労務

#### (1) 4月1日実施（3月理事会に提案）

①給与規程の最終等級を超える職員の昇給規程を設ける。「6-45の次年2000円昇給する。」

②給与表 各学歴卒の初任給と次期昇給の間に昇給を設ける。

- ・高卒、大卒初任給から次期昇給24か月後を12か月後に3000円
- ・短大卒18か月後を6か月後に3000円
- ・給与表1-33②を3000円昇給する。

③嘱託職員の雇用条件を定める。

65歳再雇用打ち切り後法人が特に必要と認めたもの。1年更新70歳上限。  
月額10万円 20時間/週程度

■上記実施した。

■2019年4月より、正規職員の基本給の最低金額を158,700円とした。

■2021年の実施に向けて65歳以上の職員の雇用条件を示し、検討を開始した。

■前歴加算について一部改善した。(3月理事会確認)

#### (2) 検討し実施する。

①65歳以上の雇用条件を定める。

②賞金の支給規定を定める。

③福祉医療機構の退職金共済補助打ち切りへの対応について検討する。

■検討中。

### 6. 研修を体系的に行う

①基本的事項の継承とともに、実践・事業・運動の発展を推進する職員の組織的力量的の向上をめざして研修を組織する。経験年に応じた体系として実施する。

- ・新任研修を行う。開催時期について検討する。
- ・管理職研修を実施する。(担当=常任理事会)
- ・実践報告会を開催する。(2月予定)
- ・発達保障講座を開催する。(子育て支援事業として地域講座として開催する。)

■新任研修4/2、6/29-30に実施。4/2採用後すぐの研修を今年から実施した。

■管理職研修 社会福祉経営者同友会の施設長養成学校に8月から山路総合施設長が参加終了した。法人内で伝達的研修を実施した。

■実践報告会2/17実施した。レポートづくりを4グループに分かれて、施設横断的に実施した。

■発達保障講座 年4回実施した。

経験年に応じた体系が明確になっていない。

②法人合同研修を継続する。(法人間連携として)実施する。

■10法人で開催している。

③施設間交流としてインターンシップ研修を検討する。

■未実施。

④海外研修を実施する。

全障研の海外研修に2名派遣する。(岸畑・渡邊)

■9月に2名を派遣した。(川口太陽の家=渡邊、支援部=岸畑)

### 7. 法人の運営

①労働組合との協議を定期的に行う。

■6/13、12/3、2/19、3/4に実施した。団体交渉3/28。(7/13組合定期総会)

②後援会との協議を定期的に行なう。

■10/2、3/15に実施。入所施設に関わる各種報告、コンサート、大宮太陽の家の改善などについて協議した。(6/6後援会総会。)

■暮らしの場準備会を合同で進めた。

■8/31かすかな光上映会を合同で行った。

③法人運営の基本的な執行及び検討を常任理事会で行う。

④法人に以下の会議を置く。(基幹会議)

常任理事会 法人事務局

施設運営担当者会議(地域グループ会議・分野別会議開催)

法人事務会議 \*別に請求担当者会議開催

第3期将来構想事務局 運動部会 実践研究部会 文化部会 事業部会 経営部会

暮らしの場準備会(後援会合同)

人事対策部会(総務)

法人研修委員会 法人支援会議 法人権利擁護虐待委員会

集運営会議

IT委員会

白岡・蓮田地域の施設検討会

施設運営会議(大宮太陽の家・シャイン・白岡デイサービス・久喜地活)

■9/12 常任理事会で、法人事務局のメンバーを確定した。

施設運営担当者会議事務局員と総合施設長にした 現状からの常任理事会への提案と常任理事会から依頼された事項の検討、施設運営担当者会議への周知など行う。

8. 次の行事・事業を行う

・成人式還暦の祝い。1月 ・職員の勤続表彰。6月

■6/6 後援会総会時に勤続表彰した。

■成人還暦古希を祝う会を 1/17 実施した。